

ええまち みはら

【本郷地域版 第29号】

平成26(2014)年2月1日発行



三原市社会福祉協議会

社会福祉法人 三原市社会福祉協議会
本郷地域センター

〒729-0414 三原市下北方1丁目2-12

Tel 86-3607 Fax 60-6064

「原点回帰」



平成25(2013)年も無事終わり、昭和から平成の世になって、はや四半世紀が経過しました。私も本郷地域センターで9回目の正月を迎えることができ、気持ちを新たにしております。「十年ひと昔」と申しますが、「平成の大合併」も今や「昔のはなし」になりつつあります。移り変わりの激しい今日ですが、私たちの暮らしは、今も昔も支え合いが不可欠です。今年も地域の福祉力向上に傾注して参ります。

さて昨年末より、社会福祉協議会では向こう5年間の「地域福祉活動計画」の策定のための取り組みとして、アンケート調査や地域でのワークショップなどを行って参りました。本郷地域のみならず、ご協力をお願いし、誠にありがとうございました。年度内に集約し、平成26年度からの「第3次三原市地域福祉活動計画」に反映していきたいと思っております。

ふり返って見ますと、第2次の計画から5年が経過するわけですが、地域福祉の活動では大きな柱として、サロン活動と見守り活動の2本柱を掲げて、充実に



努めて参りました。サロンについては、本郷地域では各町内会を主体として実施いただき、5年前と比較して5件増加しました。また平成20(2008)年度より事業化しました「安心カード」を用いた「見守りサポート推進事業」は、本郷では1箇所実施いただいています。さらに事業化はされていませんが、独自に見守りや助け合いをしている地域も多数ありますので、都市化や過疎化が進み、「支え合い」の再構築が必要な地域への関わりが今後の課題の一つです。

年末に「改正生活保護法」と「困窮者支援法」が成立。と報道がありました。時代の流れと共に、法律も制度疲労を起し改正に至ったようです。いろいろな観点から改正が図られましたが、その一つに、一時報道されたような不正受給や芸能人家族の受給など、本来の趣旨目的から外れていくようなケースが増えてきた事も一因だろうと思います。本来は、真に困っている人へ、法が適正に機能し、社会的自立の助長に繋がっていくことが大切です。同じように、私たちの身のまわりの事も法律や制度とまではいきませんが、習慣やシステムを見直すとき良い場合があると感じます。

社協の主催する「本郷地域の福祉をすすめる会」(年6回程度の会議)などで話題に挙がることの一つに、「町内会について」

「町内会」は辞書などには「町内に組織される住民の自治組織」「縁団体」「任意の団体」などと表現され、法的な縛りなどは無いようです。しかし一定の条件を満たせば「法人格」を取得でき、不動産などの登記が可能となるような側面もあるようで、働きかけによってはいろいろな可能性を秘めた組織だと言えます。もちろん、先述した私たちの福祉活動を展開する為には、この「町内会」なくしては成り立ちません。これからも共に歩んでいくパートナーであります。近年町内会を単位として、整合性が図りづらくなった町内規約などの見直しをしたり、「法人格」を取得し、不動産の管理などに努める町内会さんに接することがあり、それぞれの地域が今置かれている実状に対して前向きに取り組まれていることに非常に感心しました。町内会の役割は多岐に及んでいるので、「福祉の活動」はその一部分でしかありませんが、社協が培ったノウハウを今後とも提供させていただきながらこれからも良きパートナーでありたいと思っております。

福祉活動計画は5年を区切りにしていきますが、平成30年



までの5年間は今まで以上に、自治に變化が現れることと思います。人口減少社会が一層進む中で、市町のみならず、小地域も手を取り合って進んでいかなければならない時が来るかも知れませんが、今年もみなさまにとって、幸せな1年になりますように、跳ね馬のごとく、元気に活動してまいります。



三原市社協のキャラクター

とび丸くん

平成17(2005)年より新市社協のゆるキャラ?として活躍するも、知名度は今ひとつ。今年こそブレイクしますよう、今後ともよろしく願います。

※平成19(2007)年より広報して参りました「ええまちみはら 本郷地域版」の内容・配布部数などを26年度より改めまして、小地域の活動などを中心に紹介してまいります。地域福祉活動の一助となるよう努力してまいりますので、今後ともよろしく願います。



新年を迎え、
改めまして

地域福祉(社会福祉協議会)に関する Q&A

～「社協」の略称でも知られている社会福祉協議会。皆様のまちでも福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。～

Q: 社会福祉協議会ってどんな組織?

A: 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基き、設置されています。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

Q: どんな活動をしているの?

A: たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動、赤十字活動資金への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。年4回発行される「ええまちみはら」には三原市全体の活動、本誌「ええまちみはら本郷地域版」には本郷の活動を掲載しています。

Q: 社会福祉協議会の財源は?

A: 大きく分けて、会費・寄付金・共同募金配分金・補助金・事業受託金・利用料の6種類を財源としています。社会福祉協議会は民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面をもつ地域福祉推進団体です。従って民間の自主性を保つための社協の財源として、住民の皆さんからの会費(一般会費・賛助会費)や共同募金会からの配分金、寄付金などでまかなわれています。また公共性という側面から社協で実施する福祉サービスや各種事業に対し、事業運営の経費として公費補助を受けています。その他に県や市からの事業受託金、また介護保険サービスをはじめとした各種サービスの利用料収入が財源となっております。

Q: 地区の社会福祉協議会って何?

A: 地域によって、「〇〇地域社協」や「〇〇区社協」などと名称は様々ですが、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、地域の様々な団体や個人が横の連携をつくり、専門機関等と連携・協働し、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す地元住民主体の活動組織団体です。

本郷には4つの小学校区に1つずつ地区社協が組織され、住民の皆様からの地区社協会費・行政や市社協からの助成金や行事受託金などの収入により各地域のコミセン等を拠点として、身近な地域の福祉に関する活動を行っています。